

## 法第 7 条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務料金規程

(目的)

第 1 条 この規定は、別に定める「法 7 条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき I N D I 株式会社(以下「当機関」という)が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第 2 条 業務規程第 12 条に規定する評価料金は、下表に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第 3 条 申請者は下表に定める評価料金を、「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款」(以下「約款」という)第 5 条により納入する。

(評価料金を減額するための要件)

第 4 条 評価料金は、効果的に評価が行える等の理由で下表に定める評価料金を減額することができるものとする。

(評価料金を増額するための要件)

第 5 条 評価料金は、申請者の非協力、その他当機関の責めに帰すことのできない事由により業務期日が延期したとき、評価書交付前に大きく計画が変更したときなどの場合評価料金を増額することができるものとする。

(附則) この規定は 2017 年 6 月 1 日より施行する。

表 建築物省エネルギー性能表示制度評価業務料金表

区分		料金(税抜)	
戸建住宅	単独	35,000円	
	併用(設計性能、長期優良、低炭素)	17,000円	
共同住宅等	住戸	単独	70,000円×1 +(5,000円×対象戸数)
		併用(設計性能、長期優良、低炭素)	単独の1/2
	建築物全体	単独	170,000円×1 +(5,000円×対象戸数)
		併用(設計性能、長期優良、低炭素)	単独の1/2
変更		当初審査の1/2	

※上記料金に、プレート・シールの費用は含まれない。

※共同住宅等において「住戸」と「建築物全体」の両方を行う場合は、「建築物全体」の額とする。

※共用部を含まない二世帯住宅及び長屋建て住宅等については戸建住宅の料金に住戸数を乗じた額とする。

※共同住宅等の住戸において、1住戸のみ対象とする場合は、戸建住宅の額とする、